

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成30年12月26日認可した。

平成31年1月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名
香川町浅野土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）渡池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上実相寺地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）上浅野地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）西又幹線地区
香川町南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）柳原北地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）宮下北地区
国分寺町土地改良区	単独市費補助土地改良事業（農道事業）西川西地区